



AI/TOKUSHIMA

令和4年度第2回徳島県
東部地域医療構想調整会議

資料1

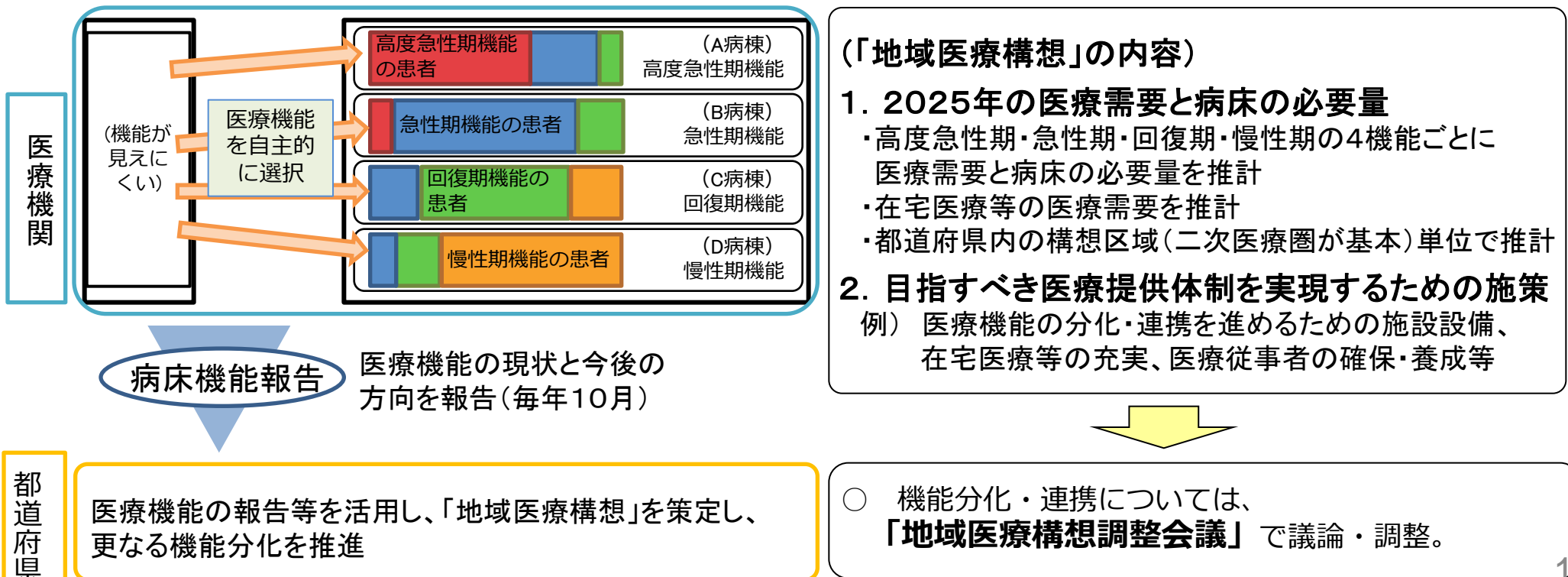
令和4年9月7日

令和3年度の調整会議の進捗状況と 地域医療構想を巡る最近の動向について

徳島県保健福祉部医療政策課

地域医療構想について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。
- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
 - ※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。



令和3年度調整会議の開催状況

■ 第1回東部（R4.1.27） ※書面

- ・ 令和3年度病床機能再編支援事業について（4医療機関の病床機能再編）

■ 第1回西部（R4.2.9） ※書面

- ・ 令和3年度病床機能再編支援事業について（1医療機関の病床機能再編）

■ 第1回南部（R4.3.23） ※WEB

- ・ 令和2年度の調整会議の進捗状況と地域医療構想を巡る最近の動向について
- ・ 令和2年度病床機能報告の結果について
- ・ 外来医療計画に係る届出の状況について
- ・ 再検証対象医療機関の検討状況について
- ・ 阿南医療センターの病床再編計画について

■ 第2回東部（R4.3.25） ※WEB

- ・ 令和2年度の調整会議の進捗状況と地域医療構想を巡る最近の動向について
- ・ 令和2年度病床機能報告の結果について
- ・ 再検証対象医療機関の検討状況について
- ・ 外来医療計画に係る届出の状況について
- ・ 徳島県鳴門病院の病床再編計画について
- ・ 徳島病院の病床再編計画について
- ・ 「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」による支援について
- ・ 医療法人合併による増床について

公立・公的病院の2025年に向けた具体的対応方針の合意状況

■ 公立病院

対象病院数 11病院 合意済み 11病院 合意率 100%
(対象病床数 1,705床 合意済み 1,705床 合意率100%)

■ 公的病院

対象病院数 8病院 合意済み 6病院 合意率 75%
(対象病床数 2,623床 合意済み 1,963床 合意率74.8%)

■ 合計

対象病院数 19病院 合意済み 17病院 合意率 89.5%
(対象病床数 4,328床 合意済み 3,668床 合意率84.6%)

※対応方針を協議中（合意に至っていない）

国立病院機構徳島病院（300床）、国立病院機構東徳島医療センター（310床）

※H30の合意時に一部保留となった病床の対応方針を協議中

阿南医療センター（398床のうち、50床）

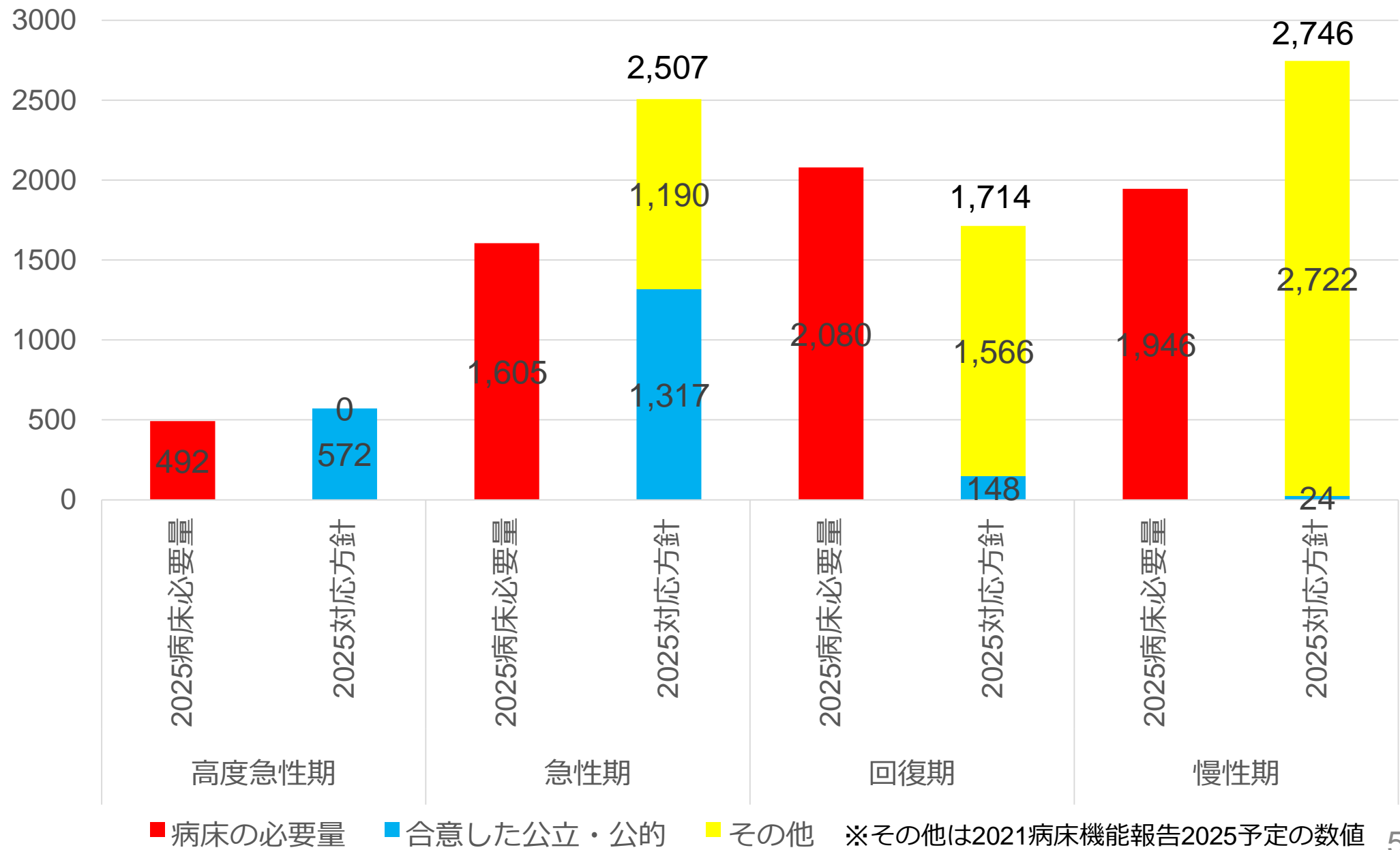
※H30に合意したが、再検証要請を受け、対応方針を協議中

阿波病院（133床）

合意した公立・公的病院の2025対応方針（東部）

	許可病床	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
徳島大学病院	643	377	266	0	0	643
県立中央病院	390	141	249	0	0	390
徳島市民病院	335	14	257	40	24	335
徳島県鳴門病院	307	40	219	48	0	307
吉野川医療センター	290	0	290	0	0	290
阿波病院	133	0	36	60	0	96
	合計	572	1,317	148	24	2,061
	2025年の必要病床数	492	1,605	2,080	1,946	6,123
	公立・公的の占める割合	116.3%	82.1%	7.1%	1.2%	33.7%

病床の必要量と合意した2025対応方針との比較（東部）



国の議論の状況

2017年3月	全ての都道府県において地域医療構想(2025年の4機能ごとの必要病床量等)を策定 〔新公立病院改革プラン(2017年3月まで),公的医療機関等2025プラン(2017年12月まで)の策定〕
～2019年3月	公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針の策定 ⇒地域医療構想調整会議で合意
2019年 1月～	厚生労働省医政局「地域医療構想に関するワーキンググループ(WG)」において、公立・公的医療機関等の具体的対応方針について議論(再検証に係るものを含む)を開始
6月21日	骨太の方針2019 閣議決定
9月26日	再検証に係る具体的な対応・手法のとりまとめ、公立・公的医療機関等の診療実績データの公表
10月 4日	第1回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
10月17日～	地方意見交換会(ブロック別)を順次開催
11月 6日～	都道府県の要望に応じ、個別に意見交換会を順次開催
11月12日	第2回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
12月24日	第3回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
2020年 1月17日	医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を都道府県宛に発出 あわせて、都道府県に対し、「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」及び民間医療機関の診療実績データを提供
1月31日	重点支援区域 1回目選定(3県5区域)
3月 4日	医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」を都道府県宛に発出
7月17日	骨太の方針2020 閣議決定
8月25日	重点支援区域 2回目選定(6道県7区域)
8月31日	医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」を都道府県宛に発出
10月29日	第5回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
12月15日	厚生労働省医政局「医療計画の見直し等に関する検討会」において、構想の考え方・進め方の議論を含めた「新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」をとりまとめ
2021年 1月22日	重点支援区域 3回目選定(2県2区域)
6月18日	骨太の方針2021 閣議決定
12月 3日	重点支援区域 4回目選定(2県3区域)
12月10日	第7回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
2022年 3月 2日	第3回 地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ

- 地域医療構想については、各都道府県に対して、引き続き、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け通知）等における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくこととするが、その際、以下の留意点を追加的に示すこととする。

令和4年3月2日 第3回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ資料（一部改変）

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。 ○ その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。 ○ また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、こうした動きも見据え、各構想区域において、地域医療構想の実現に向けた取組を進め、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図ることが重要であることに十分留意する。 ○ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。
②具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和3年7月1日付け通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。 ○ このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
②具体的な取組(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ※民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より） <ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部や内科的な診療実績、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離 ・回復期機能を担う病床…回復期リハビリテーションとそれ以外の機能について、算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担、リハビリの実施状況、予定外の入院患者の状況 ・慢性期機能を担う病床…介護保険施設等への転換の意向や転換の状況
③地域医療構想調整会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。 ○ 年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。 ○ 感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。
④検討状況の公表等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況をP4に示す様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。 ○ 各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。 ○ また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。
⑤重点支援区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下でのWG等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

地域医療構想調整会議における検討状況の国への報告様式

- 地域医療構想の検討状況の定期的な報告・公表について、各都道府県は、以下の様式に記入し、厚生労働省へ報告するとともに、この報告内容を基にホームページ等で公表する。
- なお、個別の医療機関の具体的な検証内容については、公表することにより地域や医療機関の自主的な取組に影響を与えるおそれがあることから、本定期報告様式には盛りこまず、厚生労働省において、別途報告様式を示し、各都道府県に対して調査する。

●●県（20●●年●月末現在）

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	●●床	●●床	●●%	●●床	●●%	●●床	●●%
医療機関数ベース	●●機関	●●機関	●●%	●●機関	●●%	●●機関	●●%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	●●床	●●床	●●%	●●床	●●%	●●床	●●%
医療機関数ベース	●●機関	●●機関	●●%	●●機関	●●%	●●機関	●●%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況					
		合意済		協議中		協議未開始	
病床数ベース	●●床	●●床	●●%	●●床	●●%	●●床	●●%
医療機関数ベース	●●機関	●●機関	●●%	●●機関	●●%	●●機関	●●%

国の議論における主なポイント

- 2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る「民間医療機関」も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこと。
 - ⇒来年度末までに、東部圏域における民間医療機関に関して、当調整会議で2025対応方針を協議し、合意する必要がある。
 - ⇒具体的対応方針の再検証を要請されている阿波病院について、来年度末までに当調整会議で再検証・合意する必要がある。
- 公立病院を運営する自治体は、総務省策定の「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、「経営強化プラン」を策定した上で、調整会議で協議すること。
 - ⇒県（県立中央病院、地方独立行政法人徳島県鳴門病院）、徳島市（徳島市民病院）
- 調整会議での検討状況は、国において定期的に公表するため、9月末、3月末時点における状況を厚生労働省へ報告すること。